

国民健康保険税率の改正のお知らせ

▼問合せ 国保医療課 国保年金係
 (☎95)0123)



国民健康保険は、病气やけがをしたときに安心して医療が受けられるよう、皆さんで支え合う制度です。平成30年4月から市区町村ごとに運営してきた国民健康保険事業が、都道府県単位で財政運営されることになり、県から割り当てられた納付金の一部に、被保険者が納めた国民健康保険税を充てることになりました。県から割り当てられた水準と市の国民健康保険税の水準に大きな開きがあるため、今年も税率改正を行います。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

平成31年度税率改正のポイント

- 所得割、均等割、平等割、いずれも引き上げます。
- 医療給付費分の課税限度額を引き上げます。
- 法定軽減対象世帯の基準を拡大する予定です。
- 旧被扶養者に係る応益割の減免期間が2年間になります。

税率比較表

2018年度

区分	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分(40~64歳)
所得割※	5.02%	2.28%	2.20%
均等割(1人あたり)	21,400円	9,600円	11,300円
平等割(1世帯あたり)	15,200円	6,800円	5,600円
課税限度額	540,000円	190,000円	160,000円



2019年度

区分	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分(40~64歳)
所得割※	5.20%	2.36%	2.28%
均等割(1人あたり)	22,200円	10,000円	11,700円
平等割(1世帯あたり)	15,800円	7,100円	5,800円
課税限度額	580,000円	190,000円	160,000円

※所得割は前年中の総所得金額等から基礎控除33万円を引いた額に税率をかけて算出します。

法定軽減対象世帯の拡大(予定)

前年中の所得が一定以下の世帯は、均等割額と平等割額を軽減しています。今回、負担軽減を図るため、基準の拡大を予定しています。
 ※国民健康保険税の計算は、前年の所得をもとに計算されます。軽減の判定は自動でされるため申請をする必要はありませんが、所得の申告をされていない人は、申告が必要です。

税率改正によるモデルケース

ケース2
 被保険者1人
 ・世帯主65歳
 所得60万円

国民健康保険税
 44,500円 (2018年度)

↓ 1,800円 増

46,300円 (2019年度)

ケース1
 被保険者2人
 ・夫48歳 所得300万円
 ・妻46歳 所得100万円

国民健康保険税
 429,300円 (2018年度)

↓ 15,700円 増

445,000円 (2019年度)

旧被扶養者に係る応益割 (均等割・平等割)の減免期間

社会保険などの被用者保険の被保険者本人が後期高齢者医療制度に移したことにより、被用者保険の被扶養者から国民健康保険の被保険者となった人(旧被扶養者)に係る国民健康保険税は、後期高齢者医療制度と同様の国民健康保険税の軽減措置を実施しています。

今年度以降、後期高齢者医療制度における保険料の応益割の軽減措置が「2年間に限る」とされたことにより、国民健康保険においても旧被扶養者に係る国民健康保険税の応益割の軽減措置を「2年間に限り」行います。

なお、応益割(所得割)については、引き続き期限を設けず軽減措置を実施します。

高額療養費支給申請の手続きの簡素化

2019年度から世帯主と国民健康保険加入者が全員70歳以上の世帯の高額療養費支給申請手続きが簡素化されます。

これまで高額療養費の支給を受ける場合は、診療月ごとに申請書の提出が必要でしたが、次に該当する世帯は、申請書は初回のみ提出で、2回目以降は自動的に登録口座へ振込みます。(金額の確認用に通知文をお送りします。)

対象

診療を受けた月の初日において世帯主と国保世帯員全員が70歳以上で、国民健康保険税を滞納していない世帯

○該当する世帯には、案内文をお送りします。

※一度支給申請の簡素化の手続きをした場合でも、対象からはずれた場合は、再び診療月ごとに申請が必要です。(対象外になった場合は、再び申請書をお送りします。)

※世帯主が変更になった場合や振り込み口座を変更する場合は、再度申請が必要です。

この手続きの簡素化は、後期高齢者医療保険には引き継がれません。

国民健康保険税の納期

前年中の所得に基づき計算した保険税額を、世帯主あてに7月中旬にお送りします。

国民健康保険税は世帯主が職場の健康保険に加入していても、世帯の誰かが国民健康保険に加入していれば、世帯主が納税義務者になります。

普通徴収 (口座振替やクレジットカード支払いで納付する方法)

納期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
納期限	2019年7月31日	9月2日	9月30日	10月31日	12月2日	12月25日	2020年1月31日	3月2日

平成29年7月1日から国民健康保険税、後期高齢者医療保険料および介護保険料の普通徴収は、収納率向上対策等の一環として、新規に国民健康保険に加入された世帯については原則口座振替をお願いしています。現在、納付書で納付されている世帯も、随時口座振替の受付を行っていますので、ぜひご利用ください。

特別徴収 (年金からの天引きで納付する方法)

納期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
納付月	4月	6月	8月	10月	12月	2月

〔特別徴収の対象者〕年金受給者

ただし、次の場合は普通徴収となります。

- ・65歳未満の国民健康保険の被保険者がいる場合
- ・介護保険料と合わせた額が年金額の2分の1を超える場合
- ・世帯主が国民健康保険の被保険者以外の場合
- ・年金からの天引きの優先順位等、特別な事情がある場合
- ・年金受給額が年額18万円未満の場合

※特別徴収の対象者であっても、申し出により「普通徴収(口座振替)」による納付も可能です。

